

広島県土地造成事業管理規程第二号

広島県土地造成事業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業組織規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業組織規程（令和四年土地造成事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(職務代理人) 第七条 (略) 一 局長 二 担当部長</p>		<p>(職務代理人) 第七条 (略) 一 局長 二 総括官</p>																	
<p>第八条 前条の場合において、局長及び担当部長に事故があるとき又は局長及び担当部長が欠けたときは、第四条に規定する商工労働総務課の長が知事の職務を行う。</p>		<p>第八条 前条の場合において、局長及び総括官に事故があるとき又は局長及び総括官が欠けたときは、第四条に規定する商工労働総務課の長が知事の職務を行う。</p>																	
<p>別表（第六条関係） 本庁に置く職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職の置かれる組織</th> <th>職務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 担当部長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	(略) 担当部長	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第六条関係） 本庁に置く職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職の置かれる組織</th> <th>職務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 総括官</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	(略) 総括官	(略)	(略)	(略)
職名	職の置かれる組織	職務	備考																
(略) 担当部長	(略)	(略)	(略)																
職名	職の置かれる組織	職務	備考																
(略) 総括官	(略)	(略)	(略)																

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。